

第2回手話言語条例検討委員会 意見書内容まとめ

箇所	内容
前文	2段落目の「地域や職場において孤立」に「学校」を加えてほしい。
前文	2段落目の「地域や職場において孤立」の「孤立」を削除してほしい。
第7条	<p>(3)に「意思疎通全般の施策を推進する」とありますが、独立した手話言語条例の必要性に関わる重要な事柄で、ここで意思疎通全般とされるのに反対します。</p> <p>人が物事を理解し、考え、新しいことを知り、人間関係を作る基本としているのが言語で、健聴者にとって言葉で物を考えることは意識することもないほど当たり前のことです。しかし、耳の聴こえないろう者は近年までは、聞こえる人と同じように音声中心の教育がされてきたことや、手話が蔑視されてきたことで、物を考えたり理解するための言語として日本語を習得することが難しく、手話すらも厳しく禁止されてきたことで十分な言語として身につけることは難しかったのです。</p> <p>聞こえない自分に自信を持ち、十分に能力を発揮する機会も方法も奪われてきたといえると思います。</p> <p>言語を持ち、知識や経験がある健聴者が耳をふさいだ状態とはまったく違う現状なのです。このために、全国のろうあ者が「手話でGO」のパンフレットにあるように独立した条例や法律を求めています。</p> <p>ここで意思疎通支援事業全般の施策の推進を図るとするならば、前文に述べた内容と合わないと思いますので、ここは「意思疎通支援事業の手話に関することを推進する」としてほしいと思います。</p> <p>条例全体で手話の普及が中心となっていますが、言語はその言語を使う社会背景の理解が大切だと思います。特に手話の場合は聴覚障害の理解が重要です。手話と共に聴覚障害理解も進めることが出来るようお願いいたします。</p>